

最適の住環境 子や孫に残したい

原告・上田圭子さんが陳述



法廷での陳述後の報告集会上に
弁護団の皆さんとともにのぞ
む上田さん（左から2人目）
11月18日、東京合同法律事務所
会議室

住宅街に幅40メートルの道路を通す「外環の2」計画の廃止を求める訴訟の口頭弁論が18日、東京地裁で行われ、原告の上田圭子さん（86）が意見陳述しました。

法廷では、プロジェクトで道路計画地の町並みの写真などを映し出して、閑静な住宅街が分断、破壊されていくことを示しながら意見陳述を行いました。

上田さんは、結婚して以来66年間にわたって現在の地に住んでいることを述べ、「外環計画ができてきた1966年の町並みも今と変わらない穏やかで平和な

街だった。外環計画は突然

の話で本当に驚いた。外環道の計画区域にかかっている人、周りの人が一緒に反対した。それは（道路周辺の）残った人は立ち退く人よりも被害がひどいと思

い、ここに住んでいけないのは困るということだ。運動がおこったことを証言。外環計画が凍結され、その後地下化に計画が変更

され、「現在の市街地を維持することができません」と説明されたことで、「みんな安心して、反対運動は一人気におさまりました」と経

緯を語りました。

ところが外環計画が地下化したにもかかわらず、都が「外環の2」を地上部につくろうとしていることに、住民はだまされたと思

ったと告発。「裁判を起こした夫の」上田（誠吉）は、だまされたことへの怒りが強かった。弱者の力になる仕事を終生してきた上田は、自分の最後の仕事だと思

って裁判を起こした」と、09年に亡くなった上田氏の熱い思いを語りました。上田さんは最後に「犯罪

の少ない、自然災害が少ない街に、（道路を通して）車がたくさん入ってきたら、災害の時に火災が起き

「外環の2」計画は廃止してほしい」と訴えました。

◇

【ことば】「外環の2」訴訟「外環の2」は、高架式で計画された外郭環状道路（外環本線、練馬―世田谷間16キロ）の高架下部分の「死に地」を有効活用すべく計画された地上部道路（目白通りから東八道路までの約9キロ）で、外環本線と同時に1966年に都市計画決定されました。住民の反対運動で、外環本線とともに事業化されることなく長い間放置されてきました。07年、立ち退き対象を減らすなどの理由で、外環本線を高架式から地下方式に変更。しかし、都は「外環の2」計画を廃止せず、将来、事業化する態度を表明しました。

08年、武蔵野市の「外環の2」都市計画区域内に住していた上田誠吉弁護士が、外環本線が地下方式になったのに伴い「外環の2」計画は廃止すべきだと都を相手取り東京地裁に提訴しました。09年、上田弁護士の死去で、妻の圭子さんが訴訟承継人となり、原告を引き継ぎました。